阪神水道企業団公報

令和３年６月15日㈫
第350号

毎月15日発行

目　　次

◇規　　則◇

○　阪神水道企業団職員就業規則の一部を改正する規則

◇管理規程◇

○　阪神水道企業団職員分限懲戒審査会規程

◇告　　示◇

○　阪神水道企業団議会議員（宝塚市選出）の辞職
○　阪神水道企業団議会議員（宝塚市選出）の補欠選挙
○　阪神水道企業団議会議員（宝塚市選出）の当選
○　阪神水道企業団議会議員（芦屋市選出）の辞職
○　阪神水道企業団議会議員（芦屋市選出）の補欠選挙
○　阪神水道企業団議会議員（芦屋市選出）の当選

◇公　　告◇

○　公文書開示制度の運用状況について

◇規　　則◇

阪神水道企業団職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年５月18日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

阪神水道企業団規則第４号

阪神水道企業団職員就業規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団職員就業規則（平成11年規則第２号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前

（懲戒及び解雇） 第30条　省略	（懲戒及び解雇） 第30条　省略 ２　次の各号に該当するときは減給とする。ただし、情状によっては戒告に止めることがある。 ⑴　正当な理由なく、無断欠勤を繰り返すとき。 ⑵　勤務に関する手続、その他届出を偽ったとき。 ⑶　勤務怠慢、素行不良又は規則違反により、本企業団の風紀秩序を乱したとき。 ⑷　許可を受けずに本企業団の物品を持ち出し、又は持ち出そうとしたとき。 ⑸　重大な過失により、本企業団に損害を与えたとき。 ⑹　業務上の怠慢により、災害その他の事故を発生させたとき。 ⑺　その他前各号に準ずる行為をしたとき。 ３　次の各号に該当するときは、懲戒処分として免職する。ただし、情状によっては停職又は減給に止めることがある。 ⑴　正当な理由のない無断欠勤を10回以上繰り返すとき。 ⑵　正当な理由のない遅刻、早退又は欠勤を頻繁に繰り返すとき。 ⑶　重要な経歴を偽る等、不正な方法を用いて採用されたとき。 ⑷　本企業団に重大な損害を与え、又は業務上の重大な秘密を他に洩らしたとき。 ⑸　職務上の指示、命令に従わず、著しく本企業団の風紀秩序を乱したとき。

	⑹　数回懲戒処分を受け、なお改悛の見込みがないとき。 ⑺　その他前各号に準ずる行為をしたとき。
２　前項の戒告、減給、停職又は免職の処分は、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和28年条例第67号）の定めるところによる。	４　第１項の戒告、減給、停職又は免職の処分は、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和28年条例第67号）の定めるところによる。

備考
１　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
２　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
３　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行前に、改正前の阪神水道企業団職員就業規則の規定に基づいてすでになされた決定、処分その他の行為及びその手続は、この規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

◇管　理　規　程◇

阪神水道企業団管理規程第５号

阪神水道企業団職員分限懲戒審査会規程を次のように定める。

令和３年５月18日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

阪神水道企業団職員分限懲戒審査会規程

（設置）

第１条　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の規定による職員の分限処分及び同法第29条の規定による職員の懲戒処分の公正を期するため、阪神水道企業団職員分限懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（職務）

第２条　委員会は、職員に対する分限処分及び懲戒処分について審査するものとする。

（組織）

第３条　委員会は、次の委員をもって構成する。

⑴　副企業長、総務部長、総務部次長、技術部長及び総務課長

⑵　弁護士１名

（任期）

第４条　委員の任期は、前条第１号に掲げる委員にあっては当該役職に在職する間、同条第２号に掲げる委員にあっては委員を委嘱する間とする。

（委員長）

第５条　委員長は、副企業長をもって充てる。

２　委員長は、会務を総務し、委員会を代表する。

３　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　委員は、委員会に自らの意見を記載した書面を提出することにより、出席に代えることができる。

４　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。

５　委員は、自己に関係のある事件の会議に出席することはできない。

（意見の聴取等）

第７条　委員会は、事件の審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

２　委員会は、事件の審議のため必要があると認めるときは、客観的な意見を得るため、弁護士等識見を有する者の意見を聴くことができる。

（審査結果の報告）

第８条　委員会において議決したときは、委員長は、その結果を速やかに企業長に報告しなければならない。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（補則）

第10条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この規程は、令和３年５月18日から施行する。

◇告　　示◇

阪神水道企業団告示第６号

下記の者は、令和３年５月18日付けをもって、阪神水道企業団議会議員を辞職したの

で告示する。

令和３年５月18日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

記

江　原　和　明

阪神水道企業団告示第７号

阪神水道企業団規約第９条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記のとおり行う。

令和３年５月18日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

記

１　選挙する期間　　令和３年５月18日から
　　令和３年６月17日まで
１　選挙する議員数　　１名
１　選挙する市　　宝塚市

阪神水道企業団告示第８号

令和３年５月18日宝塚市議会において執行された阪神水道企業団議会議員補欠選挙の結果、次のとおり当選した。

令和３年５月18日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

記

たぶち　静　子

阪神水道企業団告示第10号

下記の者は、令和３年６月７日付けをもって、阪神水道企業団議会議員を辞職したので告示する。

令和３年６月７日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

記

田　原　俊　彦

阪神水道企業団告示第11号

阪神水道企業団規約第９条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記のとおり行う。

令和３年６月７日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

記

１　選挙する期間　　令和３年６月７日から
　　令和３年７月６日まで
１　選挙する議員数　　１名
１　選挙する市　　芦屋市

阪神水道企業団告示第12号

令和３年６月７日芦屋市議会において執行された阪神水道企業団議会議員補欠選挙の結果、次のとおり当選した。

令和３年６月７日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

記

徳　田　直　彦

◇公　　告◇

阪神水道企業団公告

阪神水道企業団情報公開条例（平成16年条例第１号）第28条の規定により、令和２年度における公文書の開示制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和３年５月24日

阪神水道企業団
企業長　吉　田　延　雄

公文書公開及び不服申立ての状況

（単位：件）

区分 / 実施機関名	公文書の公開					不服申立て				
	請求件数	処理状況				申立て件数	処理状況			
		開示	部分開示	非開示	その他		却下	棄却	容認	その他
企業長	21	4	17	0	0	0	0	0	0	0
議長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0